

請願の採択をうけて、次の意見書を提出しました。

意見書（抜粋）

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校等での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細やかな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しています。さらに新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等が加わり、多忙化が一層進んでいます。子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが、困難な状況となっています。

こうした中で、一人一人の子どもに対してきめ細やかで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国段階の国庫負担に裏付けされた少人数学級の推進と、加配の増員や少数職種の配置増も含む計画的な教職員定数の改善が求められています。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の「三位一体改革」の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

よって、国会及び政府にあかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、2023年度の予算編成にあたり、次の事項について、措置を講じられるよう強く要請します。

- 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

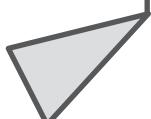
以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年9月26日

大竹市議会

(提出先)

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長



請願や陳情の提出方法

どなたでも市政に対する意見や要望を直接、市議会に届けることができます。

① 請願と陳情とは

請願・陳情は、国や自治体に対し
て一定の処置を求めるものです。
※請願書の提出には、市議会議員の紹介
が必要です。

② 書き方

件名(請願の場合) 令和 年 月 日 大竹市議会議長 様
住所 _____ 氏名 _____ 印 紹介議員 _____ 印
趣旨
項目・ ・ ・

* 署名の場合は押印不要

③ 提出先

市役所5階の議会事務局に提出して
ください。事前に、お電話でのご相談
も受け付けています。
詳細は市ホームページをご覧ください。
(☎ 59-2183)

